

給水装置工事主任技術者の皆様へ

改正水道法施行に伴う

給水装置工事主任技術者研修のご案内

令和元年10月1日に改正水道法が施行され、指定給水装置工事事業者の5年毎の更新制度が開始されました。

厚生労働省水道課長通知では、水道事業者が「更新時に確認することが望ましい事項」として給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況が挙げられています。

水道利用者によりの確な給水装置工事を提供するため、給水装置工事主任技術者が最新の技術動向、基準・規制の改正状況、不適切工事事例などを定期的に学ぶことは必要不可欠であります。水道法施行規則においても指定給水装置工事事業者は給水装置工事主任技術者等の研修機会を確保すべきことが規定されています。

こうした対応を推進するため、香川県管工事業協同組合連合会では、(公財)給水工事技術振興財団が主催する標記研修会を共催にて開催することといたしました。

本研修会は、全国管工事業協同組合連合会から講師をお招きし、主任技術者として習得しておくことが望ましい項目（水道法、給水装置工事主任技術者の職務と役割、給水装置の事故事例と対策技術（誤分岐・クロスコネクション等の事故事例、事故対応や再発防止について）等を学ぶ絶好の機会となります。

県民から信頼され地域の水道を守る担い手として、奮っての受講をお願いします。

◎お問い合わせ先

香川県管工事業協同組合連合会

担当：事務局 富田

電話：087-831-9579